

津山市食品ロス削減推進計画

令和5年3月

津山市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
第2章 食品ロスの現状と課題	2
1 日本の食品ロスの現状	2
2 本市の食品ロス量の推計	3
3 食品ロス削減に関する住民アンケート	4
第3章 基本理念・目標	9
1 基本理念	9
2 目標	9
第4章 食品ロス削減のための取組	11
1 住民の役割と取組	11
2 事業者の役割と取組	11
3 行政（津山市）の施策	12
第5章 計画の進行管理	13
津山市食品ロス削減推進計画策定委員名簿	14

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的（計画の趣旨）

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のことで、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、様々な形で発生しています。

国連食糧農業機関（FAO）の報告書によると、世界では、人の消費のために1年間に生産される食料（約40億トン）の約3分の1に当たる約13億トンが捨てられています。一方、世界の人口は急速に増加し、2050年には約97億人に達すると推計され、2022年の国連の報告書では飢えや栄養不足に苦しんでいる人々は、約8億2,800万人いると推計されています。

平成27年の国際連合総会で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）では、「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において、食料廃棄の削減目標が掲げられており、食品ロスの削減は国際的にも重要な課題となっています。

我が国においては、多くの食料を海外からの輸入に依存しているにも関わらず、売れ残りや食べ残り等の理由で、食品が日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生しています。こうした現状を踏まえ、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年10月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」といいます。）が施行されました。令和2年3月には、同法第11条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）が閣議決定されています。食品ロス削減推進法において、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされ、国の基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

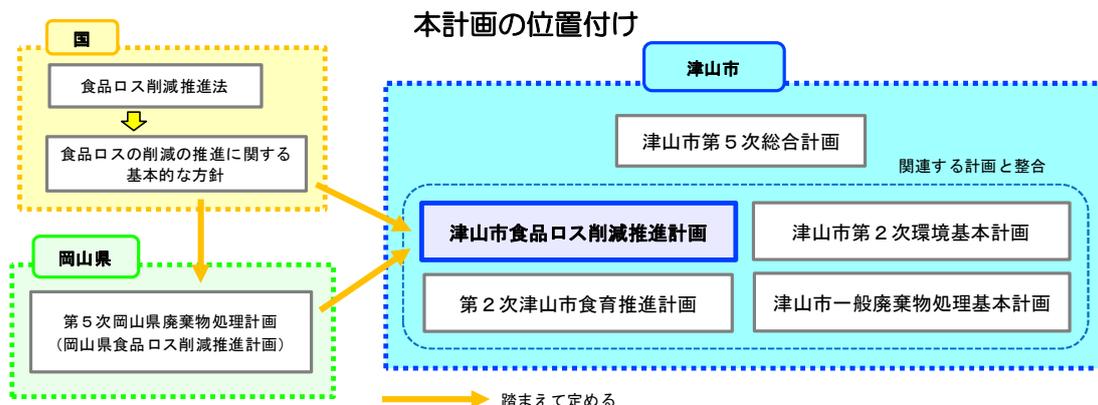
岡山県においては、食品ロス削減の普及啓発と県民生活や事業活動における食品ロスの削減を図るため、令和4年3月に「岡山県食品ロス削減推進計画」を策定し、取組を進めています。

本市においても、こうした状況を受け、国の基本方針及び岡山県食品ロス削減推進計画を踏まえて、食品ロスを計画的に削減するために「津山市食品ロス削減推進計画」を策定し、住民（消費者）、事業者、関係団体、行政が連携・協働して取組を進めていきます。

2 計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、市町村が国の基本方針を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。また、この計画は、「津

山市第5次総合計画」、「津山市第2次環境基本計画」、「津山市一般廃棄物処理基本計画」及び「第2次津山市食育推進計画」との整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、「津山市第5次総合計画」及び「津山市一般廃棄物処理基本計画」の計画期間に合わせ、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

第2章 食品ロスの現状と課題

1 日本の食品ロスの現状

日本国内の令和2年度の食品ロス量は年間522万トンで、国民1人1日当たり約113g（おにぎり1個分）の食品ロスを出していると推計されています。

内訳は、一般の家庭から発生する「家庭系食品ロス」が247万トン（47%）、食品製造業や食品小売業、外食産業等の事業者から発生する事業系食品ロスが275万トン（53%）となっています。

主な発生要因は、家庭系食品ロスが「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」、事業系食品ロスが「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、「作りすぎ」、「食べ残し」となっています。

家庭から発生する食品ロスのうち、「直接廃棄」については、買いすぎ・食品管理の未徹底など、「食べ残し」については、作りすぎ・放置・好き嫌いなど、可食部を取り除いてしまう「過剰除去」については、調理方法の問題などが、それぞれ主な発生要因となっています。

事業所等で発生する食品ロスについては、食品製造業・食品卸売業・食品小売業では「規格外品」、「返品」、「売れ残り」などにより食品ロスが発生しますが、いわゆる「3分の1ルール※1」などの商慣習、消費者の賞味期限への理解不足などが主な発生要因となっています。

また、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」などにより食品ロスが発生しますが、多量発注等の商慣習、消費者による食べ残しなどが主な発生要因となっています。

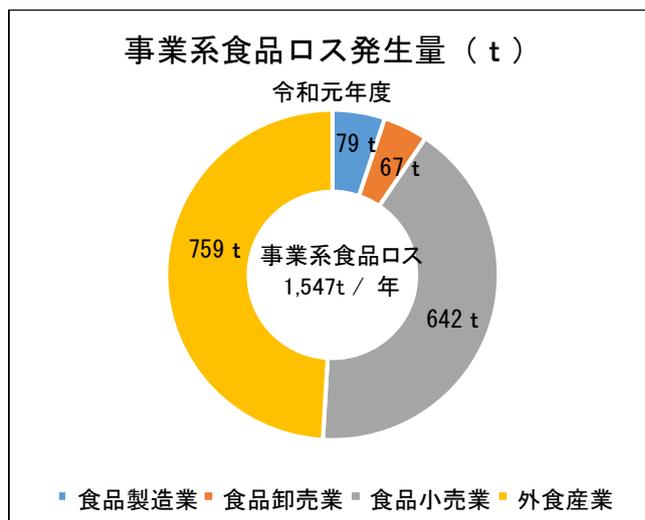
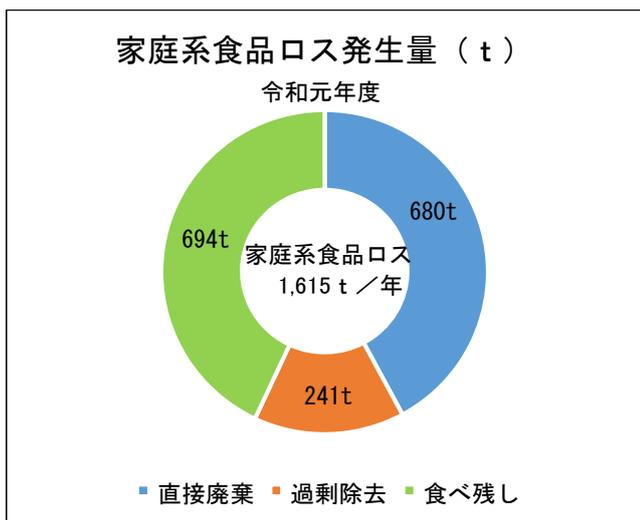
※1 3分の1ルールとは、サプライチェーン（製造、卸、小売りまでの一連の流れ）における、賞味期間の3分の1以内で小売店舗に納品する慣例のことで、このルールのもとでは、賞味期間の3分の1以内で納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き場がなくなり廃棄となる可能性があります。

2 本市の食品ロス量の推計

本市が推計した令和元年度の食品ロス量は、家庭系食品ロス量が1,615トン(51%)、事業系食品ロス量が1,547トン(49%)で、合計3,162トンでした。また、津山市民1人1日当たりに換算すると、86.0g(家庭系が43.9g、事業系が42.1g)となります。※2

国に比べ事業系食品ロスの占める割合が少なくなっているのは、食品廃棄物等多量発生事業者※3が市内には少ないことが考えられます。

内訳を見ると、家庭系食品ロスは、直接廃棄が680トン、過剰除去が241トン、食べ残しが694トンとなっており、直接廃棄と食べ残しがほぼ同程度となっています。また、事業系食品ロスは、食品製造業から79トン、食品卸売業から67トン、食品小売業から642トン、外食産業から759トン発生しています。



※2 家庭系食品ロスについては、「津山市生活系ごみ収集量」に国が公表している「生活系ごみ収集量に対する食品廃棄物の平均割合」及び「食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合」を乗じて推計しています。また、事業系食品ロスについては、津山市の食品関連事業所のうち「食品廃棄物等多量発生事業者」と「多量発生事業者以外の事業者」の食品ロス量を、経済センサスや国が公表している「食品リサイクル法に基づく定期報告の取りまとめ結果」の食品廃棄物発生量を基に推計しています。

※3 食品廃棄物等多量発生事業者とは、食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者のことで、毎年度、国に食品廃棄物等の発生量や再生利用等の状況についての報告が義務付けられています。食品廃棄物の約85%が多量発生事業者から発生しています。

3 食品ロス削減に関する住民アンケート

(1) アンケート概要

【実施期間】 令和4年7月1日～令和4年7月31日

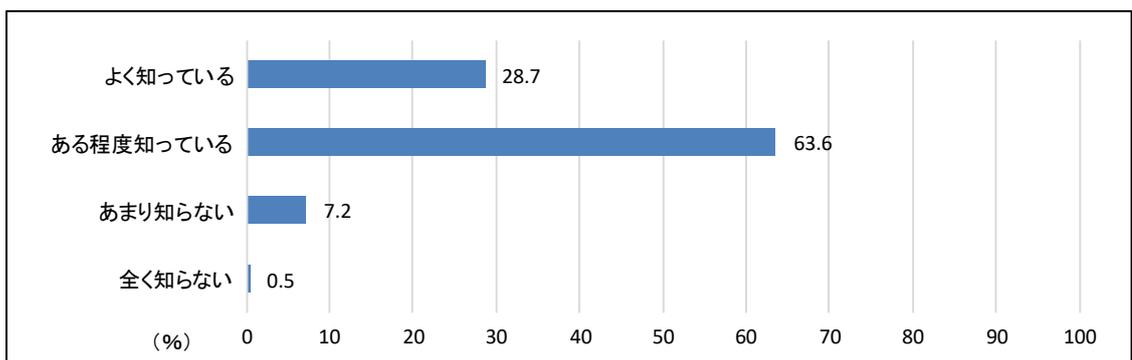
【実施方法】 無作為抽出した18歳以上の男女1,000人に郵送

【回答者数】 428人

(2) アンケート結果概要

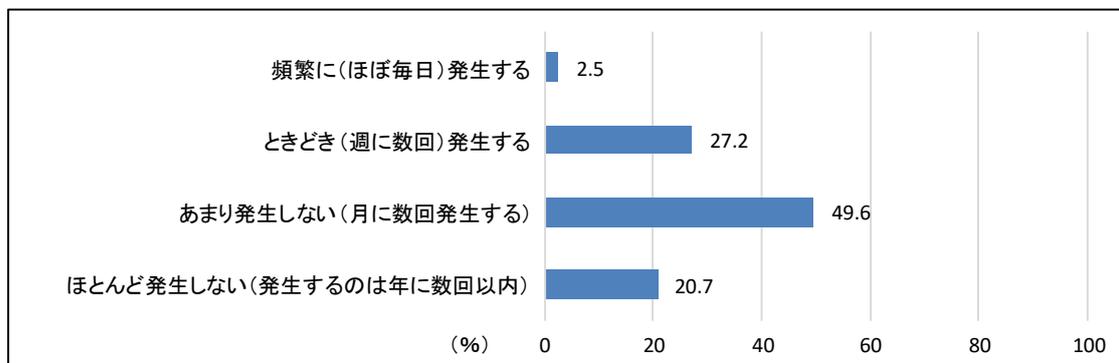
【食品ロスの認知度】

食品ロスという問題について聞いたところ、知っていると回答した人は、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせ、92.3%でした。



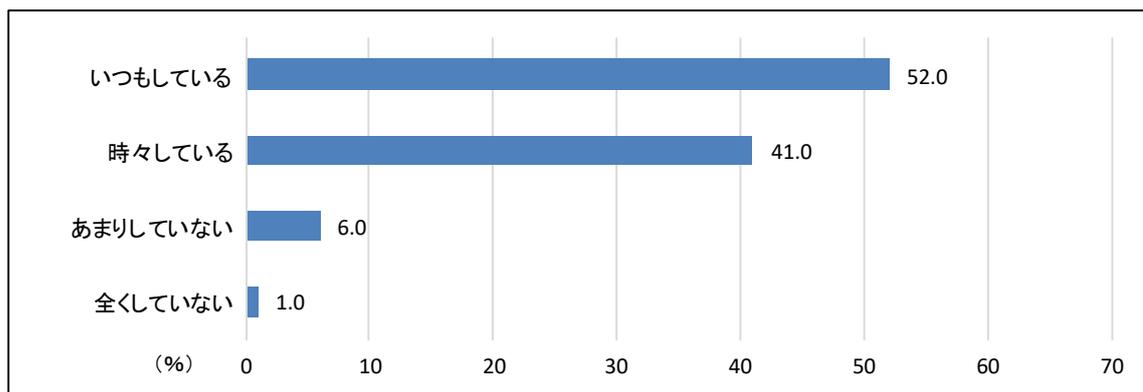
【食品ロスの発生頻度】

家庭での食品ロスの発生頻度について聞いたところ、「あまり発生しない（月に数回発生する）」という回答が最も多く、49.6%でした。



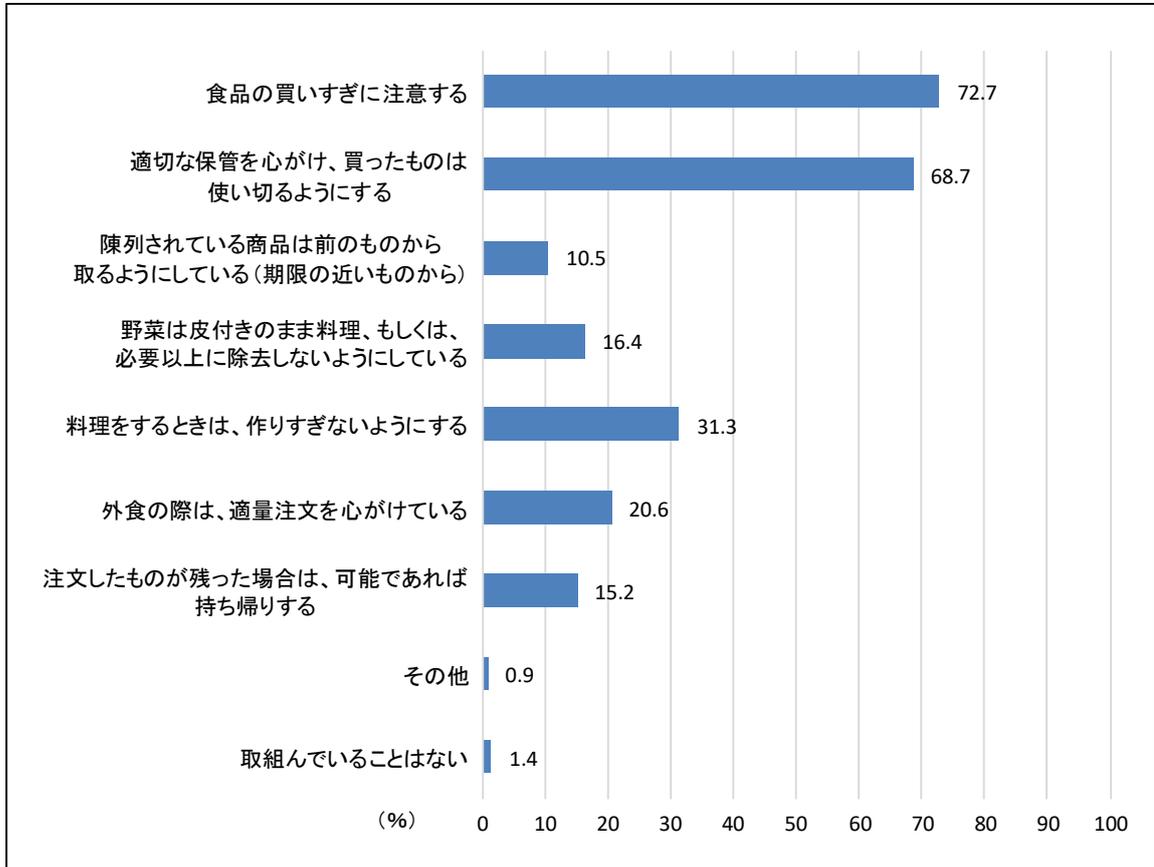
【食品ロス削減のための心がけ】

日頃の食品ロス削減のための心がけについて聞いたところ、「いつもしている」(52.0%)、「時々している」(41.0%)を合わせ、93.0%でした。



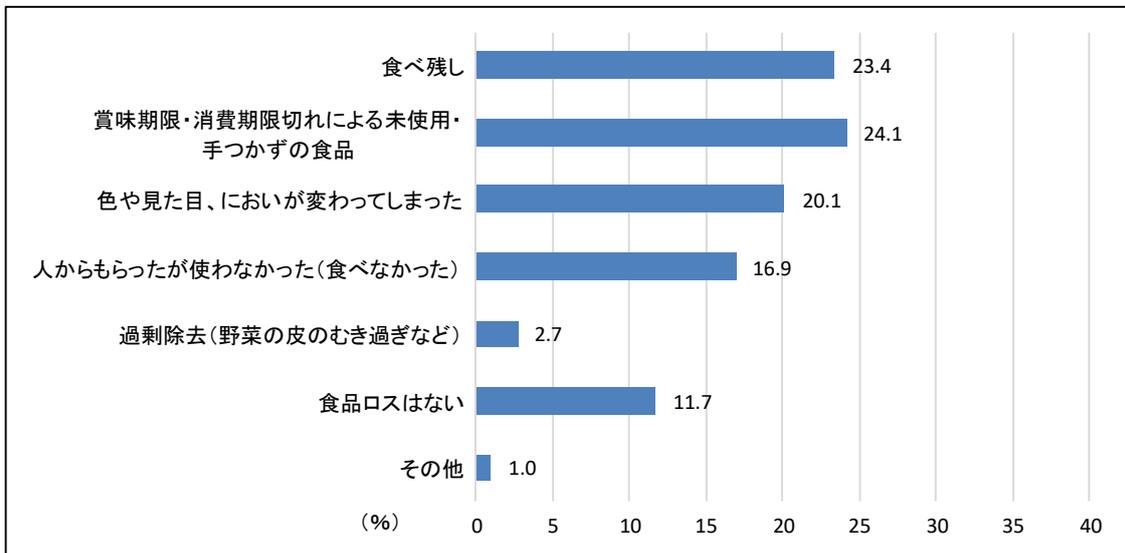
【食品ロス削減のための取組】

食品ロス削減のための取組について聞いたところ、「食品の買いすぎに注意する」と回答した人が最も多く、72.7%でした。



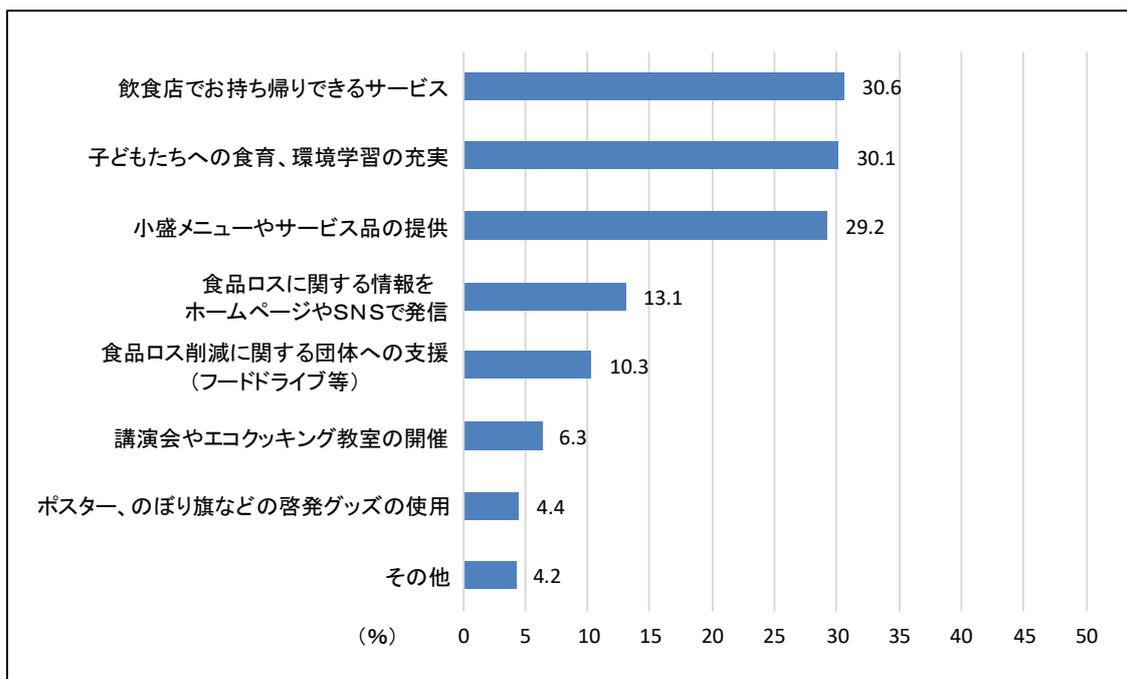
【家庭からの食品ロスの理由】

食品ロスの理由で多いものは、「食べ残し」(23.4%)、「賞味期限・消費期限切れ」(24.1%)、「色や見た目、においが変わってしまった」(20.1%)でした。



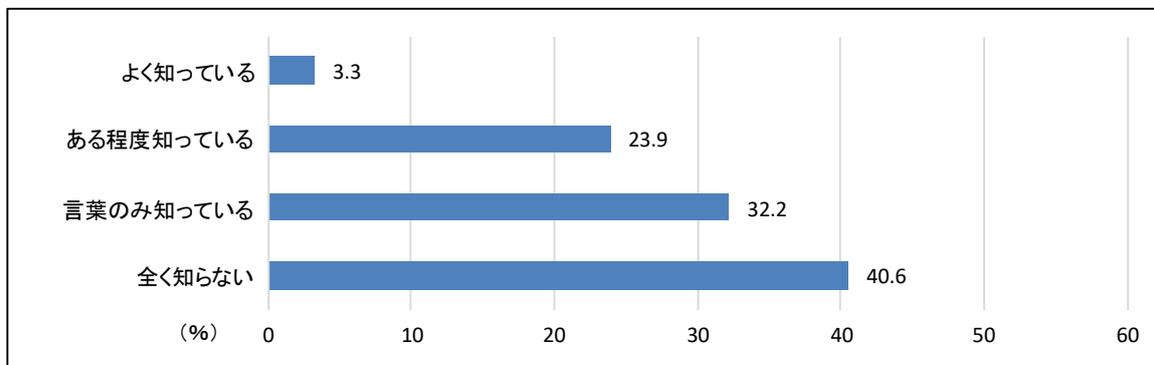
【食品ロス削減に必要な取組】

食品ロス削減のために必要な取組について聞いたところ、「飲食店でお持ち帰りできるサービス」(30.6%)、「小盛メニューやサービス品の提供」(29.2%)が多く、また「子どもたちへの食育、環境学習の充実」(30.1%)と回答した人も多く見られました。



【フードドライブ等の認知度】

フードドライブ※4、フードシェア※5、フードバンク※6について聞いたところ、「ある程度知っている」と回答した人が23.9%で、「言葉のみ知っている」(32.2%)、「全く知らない」(40.6%)と回答した人が多く、認知度は低いという結果でした。



※4 フードドライブとは、家庭で余った食品を集めて、食品を必要としている生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

※5 フードシェアとは、売れ残りを防ぎたい小売店・飲食店・生産者と食品を必要としている消費者をマッチング（紹介・案内）することで食品ロスを減らす取組のことです。

※6 フードバンクとは、品質に問題がないものの、包装不備等の理由で市場に流通できなくなった食品を、企業から寄付を受け、生活困窮者等に無償で提供する活動のことです。

第3章 基本理念・目標

1 基本理念

食べ物とそれを作ってくれた人に感謝し、“もったいない”の心で食品ロスを出さないまちづくり

津山市環境基本条例では、基本理念として「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図るとともに、循環型で持続可能な低炭素社会が構築されること」としています。また、津山市一般廃棄物処理基本計画では、住民、事業者、市民団体及び行政が協働し、循環型のまちを創ることとしています。本計画においても、食べ物を無駄にするのは“もったいない”という精神のもと、各主体が協働し、食品ロス削減の取組を充実させ、食品ロスを取り巻く様々な課題解決につなげるべく、基本理念を「食べ物とそれを作ってくれた人に感謝し、“もったいない”の心で食品ロスを出さないまちづくり」としました。

また、基本理念を簡潔に表したスローガンを設け、本市の食品ロス削減の合言葉として、食品ロスの削減を日常から意識し、行動することを呼びかけます。

津山市食品ロス削減スローガン

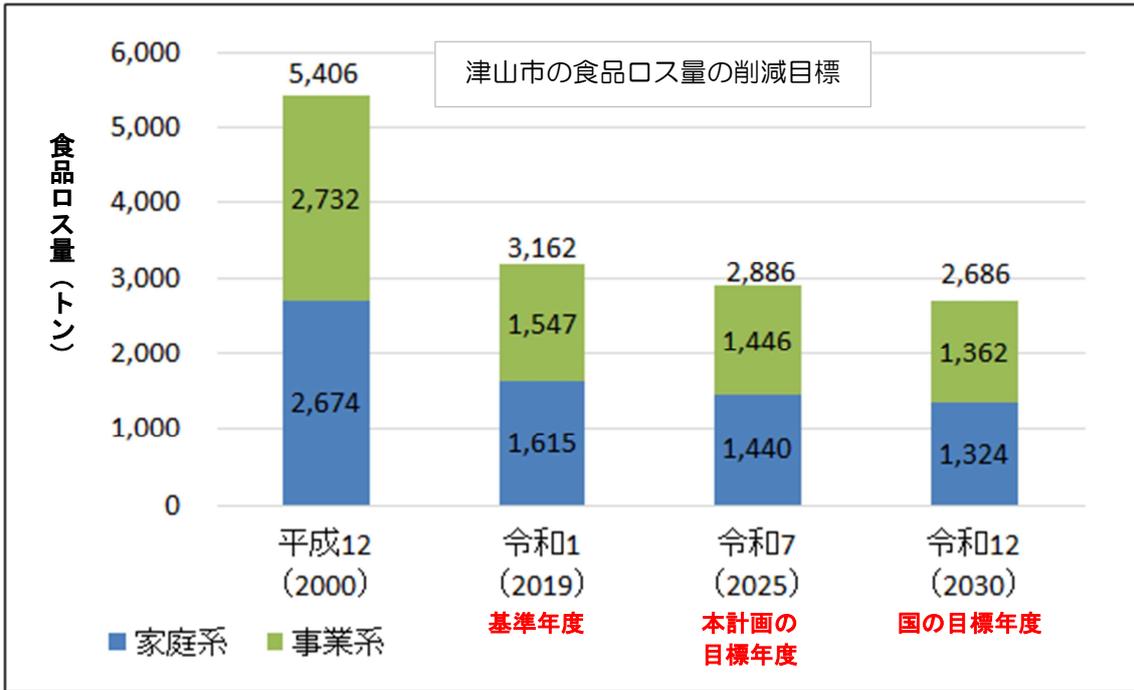
「伝え広めよう、もったいないとありがとうの気持ち」

2 目標

(1) 食品ロス量の削減目標

国は、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（環境省、平成30年6月）、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月）において、ともに平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに半減させるという削減目標を設定しています。

本市の食品ロス量の削減目標については、岡山県の削減目標にならい、基準となる令和元年度の食品ロス量を算出し、令和元年度比で令和12年度までに、家庭系を18%削減、事業系を12%削減することとし、本計画の目標年度である令和7年度の食品ロス量を2,886トン（家庭系1,440トン、事業系1,446トン）とし、令和元年度比で、家庭系を175トン（10.8%）、事業系を101トン（6.5%）、合計276トン削減することを目指します。



(2) 食品ロス問題に取り組む消費者（住民）の割合

令和4年度に実施した住民アンケート調査によると、93%の住民が食品ロスの削減を心がけていました。国と岡山県の目標は、令和7年度までに80%以上にすることを目指しており、本市では、95%以上とすることを目指し普及啓発を行うこととします。

第4章 食品ロス削減のための取組

1 住民の役割と取組

住民は、消費者として、食品ロスの現状と削減の必要性を理解し、暮らしの中で食品ロス削減のために、自らができることを一人ひとりが考え、取組を実践することが必要です。

(取組の例)

- 買い物前に冷蔵庫にある食材と賞味期限・消費期限を確認し、必要な分だけ買うようにする。
- 冷蔵庫や食品庫を整理し、食品の分類分けやシールで中身が分かるようにする。
- 食品の期限表示を正しく理解し、すぐに使う食品は棚の手前から選ぶようにする。
「賞味期限はおいしいめやす」「てまえどり」
- 食品を無駄なく使いきる・食べきるため、保管や調理方法を工夫する。
- 家庭で余っている食品はフードドライブへの参加等により有効活用する。
- 外食の際は、食べきれる量を注文し、提供された料理は食べきるようにする。
- いま一度食べ物とその生産や調理等に携わった人達に感謝し、それを廃棄することに対する“もったいない”という気持ちを持つ。
- 食品ロスの削減に関する市の施策について知るとともに、食品ロスの削減のための活動に積極的に参加し、取組の実践に努める。

2 事業者の役割と取組

食品関連事業者は、サプライチェーン全体で食品ロスの状況と削減の必要性について理解を深めるとともに、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが必要です。

(取組の例)

- 過剰生産の防止や生産、流通、販売過程等での食品ロスの削減に努める。
- 消費者に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する。
- フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行うよう努める。
- 小売業者は、賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売りきるための値引き等の取組のほか、小分け、ばら売り販売、季節食品の予約販売等を行うよう努める。
- 外食事業者は、食べ残しが減るようなメニュー等を工夫するとともに、消費者の食中毒予防の徹底を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で、料理の持帰りへの対応に努める。
- 宴会等の利用客に対する食べきりの呼びかけ（3010運動※7）

- ・「3分の1ルール」等の商慣習の見直し等の取組の推進
- ・規格外や未利用の農産物の活用促進（加工販売・フードバンクへの提供等）
- ・やむを得ず発生する食品ロスについては、適切な再生利用に努める。
- ・本市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努める。

※7 3010 運動とは、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、終了 10 分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しみましょうと呼びかけ食品ロスを削減するものです。

3 行政（津山市）の施策

住民、事業者、関係団体等がそれぞれの役割と行動を実践していけるよう、国や岡山県が実施する施策に加えて、地域の実情に応じて、本市としての食品ロス削減に関する施策を推進していきます。

◎印は重点的に取り組む施策です。

(1) 食品ロス削減に関する普及啓発等

①住民・事業者への食品ロス削減の啓発等

- ◎食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）での、食品ロス削減の機運上昇のための取組（広報、イベントの開催等）の実施
- ◎「3きり」（使いきり、食べきり、水きり）運動の推進
- ◎フードドライブ活動の住民や事業者への周知及び利用の促進
 - ・広報誌、ホームページ、SNS等の各種媒体を利用した積極的な情報発信
 - ・食品ロス削減のポスターや冊子等による周知啓発
 - ・消費生活パネル展等の開催
 - ・食品ロス削減に関する講座の実施
 - ・食材を無駄なく使う調理方法の普及
 - ・食品の期限表示である「消費期限」と「賞味期限」の違いの周知啓発
 - ・食育推進施策との連携
 - ・規格外や未利用の農産物の活用促進

②環境学習・教育の推進

- ◎小中学校での食品ロス削減の学習
- ◎食品ロス削減をテーマにした教材の作成、活用
- ◎学生との協働による普及啓発事業の実施
 - ・園児や小学生を対象とした環境学習の実施
 - ・子ども向け食品ロス削減啓発資材の作成、配布
 - ・食品ロス削減ポスターや標語の募集及び収集車へのラッピング

- ・職員、大学生等による小学校への出前講座
- ・給食だよりでの園児、小中学生及び保護者への啓発
- ・環境問題に関する講座の実施
- ・ごみの減量や脱炭素を推進するイベントやキャンペーンの実施

③食品ロス削減に関する調査等の実施

- ◎住民、事業者へのアンケート等の実施
- ◎優良事例の収集及び情報発信
- ◎食品ロス発生状況の調査
 - ・給食の残食調査、食べ残し減少への取組

(2) 住民・事業者・行政の協働

- ◎フードバンク活動に対する支援
- ◎生活困窮者を支援する団体やこども食堂を運営する団体等のネットワークの構築
- ◎スマートフォンアプリ等を活用したフードシェアリングの推進
- ◎小売店や飲食店と協働した食品ロス削減の啓発用品の配布
 - ・消費者、事業者、関係団体、行政による懇談会等の開催
 - ・岡山県との情報共有及び連携協力

(3) 市の事業において発生する食品ロスの抑制

- ・イベントでの食品ロス発生の抑制
- ・給食での食品ロス発生の抑制及び職員等を対象とした研修
- ・災害時備蓄食料の有効利用

(4) 食品廃棄物（生ごみ）の再資源化促進

- ・家庭での調理くず、食べ残しのコンポスト、ぼかし処理容器による堆肥化の促進
- ・事業系食品廃棄物の飼料化、肥料化、メタン発酵等によるバイオマス資源としての活用促進

第5章 計画の進行管理

市では、毎年計画の進捗状況を確認することとし、また計画の期間中に社会情勢の変化や食品ロス削減推進法などの関係法令や制度の改正等が行われ、計画の改正の必要がある場合には、見直しを行います。

津山市食品ロス削減推進計画策定委員名簿

役職	氏名	所属団体等	役職
会長	徳広 千恵	美作大学	教授
副会長	櫻井 健一	津山市環境衛生推進委員会	会長
委員	赤松 丸臣	岡山プラザホテル株式会社 津山鶴山ホテル	支配人
//	今村 正照	津山飲食業組合	理事長
//	角野 いずみ	NPO法人オレンジハート	理事長
//	神田 一幸	株式会社マルイ	SDGs 推進室長
//	坂手 美恵子	公募委員	
//	佐野 彰彦	津山市PTA連合会	会長
//	永禮 多紀江	晴れの国岡山農業協同組合	津山女性部長
//	檜尾 昌宏	岡山県美作県民局	環境課長
//	松本 静江	津山市愛育委員連合会・津山市栄養改善協議会	会長

津山市食品ロス削減推進計画策定委員会 開催状況

開催回数	開催日	協議内容
第1回	令和4年10月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 津山市食品ロス削減推進計画の策定について 津山市食品ロス削減推進計画骨子(案)について
第2回	令和4年12月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 津山市食品ロス削減推進計画(素案)について 津山市食品ロス削減スローガンの選定について
第3回	令和5年3月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 津山市食品ロス削減推進計画について 令和5年度の食品ロス削減の取組について

津山市食品ロス削減スローガン
伝え広めよう、
もったいないとありがたいの気持ち

津山市食品ロス削減推進計画（令和5年3月策定）

発行 津山市環境福祉部 環境事業課

住所 〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地

電話 (0868) 22-8255 FAX (0868) 23-7055